## 『公務員試験 スピード解説 憲法』訂正表 (初版第1刷用)

- ●39ページ 問題演習1-11 選択肢5(初版第2刷で訂正)
  - 判例が定まったので、以下のように修正してください。
  - → 第2段落「ただ,昨今は……注意しておこう。」を削除。
  - → キーワード「(ただし判例の動向に注意)」を削除。
- ●71ページ 問題演習2-10 選択肢1のキーワード(初版第2刷で訂正)
  - 誤「家と宗教との完全分離→不可能→目的・効果基準で判断」
  - → 正「国家と宗教との完全分離→不可能→目的・効果基準で判断」
- ●141ページ 問題演習4-07 選択肢5の最終行(初版第2刷で訂正)
  - 誤「司法取引は平成27年に行われた法改正で…」
  - → 正「司法取引は平成28年に行われた法改正で…」
- ●229ページ 問題演習7-19 最終段落(初版第2刷で訂正)
  - 誤「違憲として正しく…」
  - → 正「意見として正しく…」
- ●237ページ 問題演習8-01 選択肢2(初版第5刷で訂正)
  - 誤「国務大臣を在任中に訴追するには、内閣総理大臣の同意が必要である(憲法68条2項)」
  - → 正「国務大臣を在任中に訴追するには、内閣総理大臣の同意が必要である(憲法75条)」
- ●242~258ページ 第8章の問題番号表記(初版第2刷で訂正)
  - 「問題8-05」は本来「問題8-04」であるべきで、以降問題番号の表記がずれます。
  - 257ページ冒頭文中の参照問題も「問題8-08」ではなく「問題8-07」となります。
- ●265ページ 問題演習9-02(初版第2刷で訂正)
  - ○選択肢1の解説 誤「×」 → 正「○」
  - ◎選択肢2の解説 以下のように解説文を追加。
    - → 本肢は「一見極めて明白に違憲無効と認められない限り」という条件を付した部分が誤り。よってこれが正答となる。」
  - ○選択肢4の解説 誤「×」 → 正「○」
  - ○選択肢5の解説 誤「×」 → 正「○」
  - ◎正答番号 誤「正答 3」 → 正「正答 2」
- ●267ページ 問題演習9-03 選択肢4の1行解説(初版第2刷で訂正)
  - 誤「再可決は必要でなく、衆議院の議決が国会の議決になる。」
  - → 正「高度の政治性を持つ条約も、一見極めて明白に違憲無効であれば司法審査の対象となる。」
- ●293ページ 問題演習9-14 選択肢4の1行解説(初版第2刷で訂正)
  - 誤「職務を甚だしく怠った場合は、弾劾裁判による罷免事由ではない。」
  - → 正「回復の困難な心身の故障のために職務をとることができない場合は、弾劾裁判による罷免事由ではない。」
- ●298ページ 問題演習9-17 記述アの冒頭(初版第2刷で訂正)
  - 誤「案法第76条の例外として…」
  - → 正「憲法第76条の例外として…」
- ●309ページ 問題演習10-04(初版第2刷で訂正)
  - ◎冒頭文 「ウとエはすぐに……説明する」という2行を削除。
  - ◎選択肢ウの解説
    - 誤「× 予算は、先に衆議院に提出しなければならない。」
    - → 正「○ 予算を速やかに成立させるためのみなし否決の制度である。」
      - 誤「いわゆる予算の衆議院先議……ありえない。」
    - → 正 「新年度の政府予算案は、予算編成作業が税収見込みや各省庁の新年度の事業計画などの一応の目途がついた段階で行われるため、閣議決定を前年末に行い年明けの国会に提出される。そのため、新年度開始までの審議時間が限られており、確実な成立を期するために、衆議院の意思を優先するこのような制度が採用されている(いわゆる自然成立)。」
  - ◎中間の解説文 「ウとエが誤りであるから、正答は2である。」という1行を削除。
  - ◎選択肢アの解説
    - 誤「○ 国は、少なくとも四半期ごとに国民に財政状況を報告しなければならない。」
    - → 正「× 国は、少なくとも毎年1回国民に財政状況を報告しなければならない。」
  - **◎正答番号** 誤「正答 2」 → 正「正答 5」
- ●315ページ 問題演習10-07 記述アの冒頭(初版第5刷で訂正)
  - 誤「乙説は予算法律説、丙説は予算形式説である」
  - → 正「乙説は予算形式説, 丙説は予算法律説である」